

# 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2026年6月17日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

## 1 業務概要

### (1) 業務名

技術 PR イベント企画運営業務 (2026年度)

### (2) 業務内容

本業務は、阪神高速道路株式会社、または阪神高速技術株式会社、阪神高速技研株式会社及び一般財団法人阪神高速先進技術研究所を含めた「阪神高速グループ」として実施する技術 PR イベント等において、統一的なコンセプトのもと、企画、制作及び運営補助等の開催にかかる一連の業務を実施するものである。業務内容は、以下のとおりとする。

#### ① 「建設技術展 2026 近畿」出展運営補助

本業務は、阪神高速グループとして合同で出展する「建設技術展 2026 近畿」(以下「本展示会」という。)において、企画、制作及び運営補助等の出展における一連の業務を委託し、本展示会への阪神高速グループのブースにおける、企画、制作及び運営補助を実施するものである。

なお、本展示会への出展者は以下の通り。

- ・ 阪神高速道路株式会社
- ・ 阪神高速技術株式会社
- ・ 阪神高速技研株式会社
- ・ 一般財団法人阪神高速先進技術研究所

#### ② 2026年度土木の日イベント企画運営補助

本業務は、大阪湾岸道路西伸部の建設現場(神戸市東灘区向洋町東1丁目 付近)で実施を予定している「土木の日イベント」において会場設営、運営補助を実施するものである。

<イベント概要>※現時点の想定

開催日時：2026年11月29日(日) 午前1部・午後2部 合計3部制

午前の部 午前9時から午前11時まで

午後の部 正午から午後2時まで、午後2時半から午後4時半まで

場 所：大阪湾岸道路西伸部の建設現場(神戸市東灘区向洋町東1丁目 付近)

内 容：建設現場見学ツアー

土木技術体験・展示コーナー

阪神高速グループの事業PRコーナー

対象人数：200人/部 程度を想定

対象者：事前登録制

(3) 履行期限 2027年1月29日

## 2 企画競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則第6条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。

- ① 商業・法人登記事項証明書の写し
- ② 営業経歴書
- ③ 財務諸表類
- ④ 納税証明書の写し

- (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に当社から競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 企業の業務実績として、2016年4月以後、企画提案書提出期限の日までに完了した次の①及び②の同種業務について、それぞれ1件以上の実績を有することを証明した者であること。

- ① 出展ブースにおける企画、製作及び運営補助を一連で実施する業務
- ② 本業務に類似する業務であって、現場見学会等の体験型プログラムとテントブース等を用いた体験・展示を合わせて行うイベントの企画、会場設営・撤去、運営補助等を一連で実施する業務

①及び②の業務について、それぞれ異なる契約で1件以上（各1契約あたり受注金額200万円以上（税込））の実績を求めるものとする。ただし、1つの契約業務に①及び②の両方の業務内容が含まれる場合は、当該1契約の受注金額が400万円以上（税込）であり、かつ、①の業務に200万円以上（税込）、②の業務に200万円以上（税込）の金額が内訳として含まれていることをもって、①及び②それぞれの実績として認めることができる。なお、いずれの業務も元請負の業務実績のみを対象とし、下請負の実績は対象外とする。また、発注者の種別（官公庁、民間企業等）は問わないものとする。

- (6) 詳細は説明書による。

## 3 手続等

- (1) 担当部署：阪神高速道路株式会社経理部契約課 ヒツヂ 樋渡  
(住所) 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4  
(電話) 06-6203-8888 (代)  
(FAX) 06-6203-8313  
(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に関

する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

（2）説明書の交付期間及び方法

- ① 交付期間：本公示の日から 2026 年 7 月 15 日午後 4 時まで
- ② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R 等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。
  - ・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告ページ）  
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトの URL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：2026 年 7 月 15 日 午後 4 時必着
- ② 提出場所：（1）に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

4 その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- （3）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出された企画提案書は、提出者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- （5）企画提案書は返却しない。
- （6）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して取引停止措置を行うことがある。
- （7）企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- （8）企画競争の実施の結果、企画提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- （9）企画提案書の提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定又は特定しない。
- （10）企画提案書の提出期限以降において、差し替え及び再提出並びに記載された内容の変更は原則として認めない。

- (11) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書に記載した内容は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実績を有する者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (12) 企画提案書の内容に関して当社から照会があった場合には、それに応じなければならない。
- (13) 企画競争に参加する各者は、本企画競争参加により知り得た情報について、守秘義務を負うこととする。
- (14) その他の詳細は企画競争説明書による。

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適合者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとするができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
  - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
  - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
  - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
  - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者